

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開発基本方針に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項を追加すること。

(第二条第二項関係)

二 奄美群島振興開発計画

奄美群島振興開発計画に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。

(第三条第二項関係)

三 配慮規定

国及び地方公共団体は、奄美群島における就業の促進並びに振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする事。 (第六条の六及び第六条の十二関係)

四 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る対象業種の追加

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種として有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加すること。 (第六条の十三関係)

五 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。 (附則第一項関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一 小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項を追加すること。

(第三条第二項関係)

二 小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。

(第四条第二項関係)

三 配慮規定

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(第十三条の七関係)

四 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。

(附則第二項本文関係)

第三 その他(附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。